

## 日常生活圏域の見直しについて

### 1 日常生活圏域とは

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法により、設定することとされています。国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区をその単位に想定しています。

### 2 新たな日常生活圏域の設定

現在、町田市の日常生活圏域は、「堺・忠生」、「鶴川」、「町田」、「南」の4圏域を設定しています。一方、高齢者支援センター区域は12区域となっており、高齢者福祉・介護保険分野における区域割は、この日常生活圏域と高齢者支援センター区域の二層構造となっています。

日常生活圏域の定義が厚生労働省により明らかにされた2006年度から、市内高齢者を取り巻く環境や介護保険制度に関する情勢は大きく変化しており、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて高齢者支援センターが担う役割の重要性が高まっています。

特に、第7期介護保険事業計画では、介護予防・日常生活支援総合事業への完全移行や地域ケア会議による地域課題の抽出・検討体制の構築などから、市内12箇所の高齢者支援センターを中心に地域包括ケアシステムの深化・推進へ取り組む体制が整いつつあります。

また、2025年に向け医療・介護リスクの高い後期高齢者人口が急増し、介護予防の重要性がより高まる中、日常生活圏域には「おおむね30分以内に必要なサービスが提供される」だけでなく、介護予防のための通いの場へ「徒歩で通うことのできる」体制が求められています。

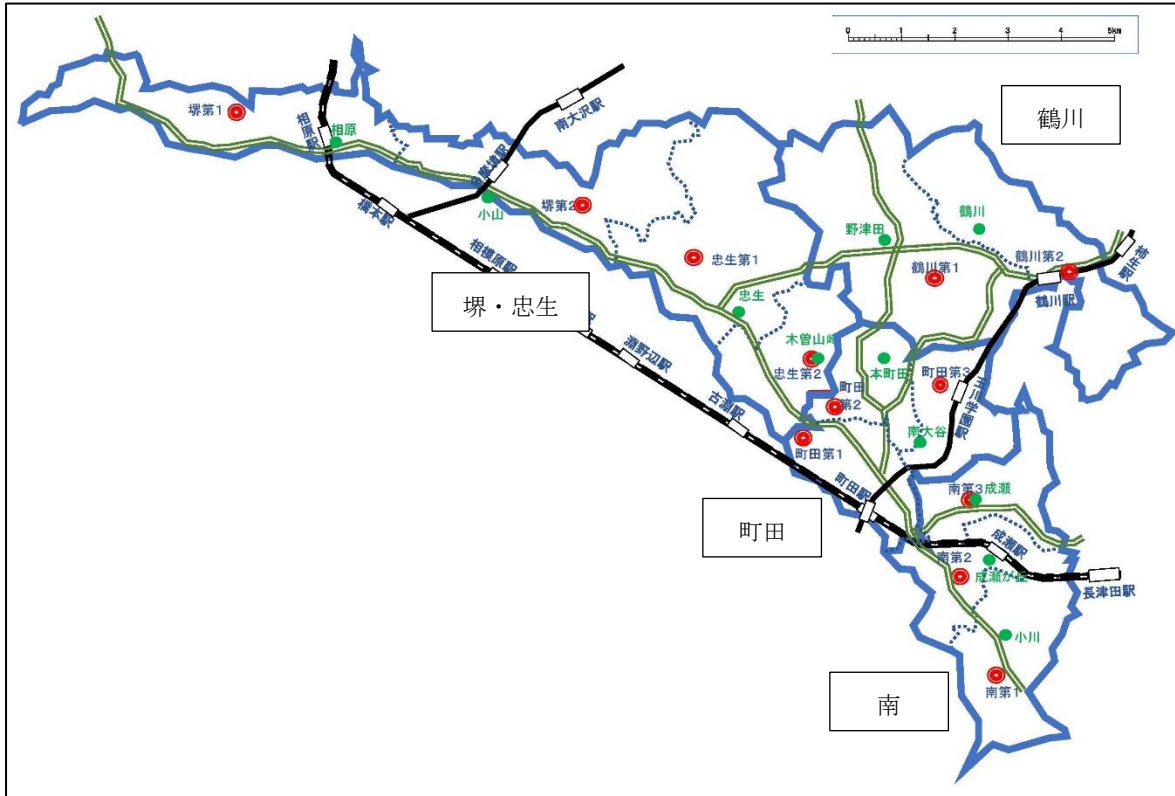
このため、今計画において、日常生活圏域を4圏域から12圏域に変更します。新たな日常生活圏域は、現状の高齢者支援センター区域をベースとしつつ、高齢者人口や認定者数等の基礎データの収集分析が容易となるよう町名別に区分します。なお、これまでの日常生活圏域は、「エリア」として、広域型サービス整備事業の推進等に用いることとします。

#### ▼ 新たな日常生活圏域とエリアの設定

エリア名	日常生活圏域名	町名	主に所管する高齢者支援センター
堺・忠生	堺第1	相原町	堺第1
	堺第2	小山町、小山ヶ丘、上小山田町	堺第2
	忠生第1	下小山田町、忠生、小山田桜台、矢部町、常盤町、根岸町、根岸、図師町	忠生第1
	忠生第2	山崎町、山崎、木曾町、木曾西、木曾東	忠生第2
鶴川	鶴川第1	小野路町、野津田町、金井、金井ヶ丘、大蔵町、薬師台	鶴川第1
	鶴川第2	能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴町、広袴、真光寺町、真光寺、鶴川	鶴川第2
町田	町田第1	原町田、中町、森野、旭町	町田第1
	町田第2	本町田、藤の台	町田第2
	町田第3	玉川学園、南大谷、東玉川学園	町田第3
南	南第1	鶴間、小川、つくし野、南つくし野、南町田	南第1
	南第2	金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘	南第2
	南第3	成瀬、西成瀬、高ヶ坂、成瀬台	南第3

※ 日常生活圏域は町単位で区分しているため、高齢者支援センター区域と一部異なります。

▼ 日常生活圏域（見直し前）



▼ 日常生活圏域（見直し後）

